

山形県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は山形県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟には事務局を設け、会長指定の施設に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、高等学校における体育の健全なる発達を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 高等学校の諸体育大会の開催
- 2 高等学校体育の指導奨励
- 3 高等学校体育に関する研究調査
- 4 諸体育団体・関係機関との連携
- 5 その他目的達成に必要な事業

第3章 組 織

第5条 本連盟は、県内各高等学校をもって組織する。

第6条 本連盟には次の地区高等学校体育連盟を置く。

村山地区（山形市・上市市・寒河江市・天童市・東村山郡・西村山郡）

最北地区（新庄市・村山市・東根市・尾花沢市・最上郡・北村山郡）

置賜地区（米沢市・長井市・南陽市・東置賜郡・西置賜郡）

田川地区（鶴岡市・東田川郡）

飽海地区（酒田市・飽海郡）

第7条 本連盟に次の専門部を置き、それぞれ部会を持つ。

陸上競技	水泳	相撲	サッカー	ソフトテニス
体操	卓球	バレーボール	野球	バスケットボール
スキー	ソフトボール	ハンドボール	柔道	バドミントン
登山	剣道	レスリング	弓道	ボクシング
フェンシング	ウエイトリフティング	自転車	テニス	ホッケー
空手道	ボート	ヨット	ラグビーフットボール	アーチェリー
なぎなた	カヌー	馬術	ライフル射撃	スケート
少林寺拳法	研究部			

第8条 本連盟は、(財)全国高等学校体育連盟・東北高等学校体育連盟並びに(財)山形県体育協会に加盟する。

第4章 役員及び職員

第9条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長5名、評議員、専門部長、理事長1名、常任理事若干名、理事若干名、監事2名

本連盟に顧問を置くことができる。

- 第10条 会長は、評議員会で選出し、本連盟を代表する。
- 第11条 副会長は地区会長をもってあてる。副会長は会長を補佐するとともに、各地区を統轄しこれを代表する。
- 第12条 評議員は加盟校校長とし、評議員会を構成し第21条の定める任にあたる。
- 第13条 専門部長は、評議員の中から専門部の推薦に基づき、評議員会の議を経て会長が委嘱する。専門部長は各専門部を統轄する。
- 第14条 理事長は理事会の推薦により会長が委嘱する。理事長は理事を統轄し、会務の処理にあたる。
- 第15条 理事は各専門部より1名、各地区より2名、事務局より若干名を選出する。理事は理事会を構成し、第22条の定める任にあたる。
- 第16条 常任理事は理事の中から会長が委嘱する。常任理事は理事長を補佐し、会務の処理にあたる。常任理事は常任理事会を構成し、第23条の定める任にあたる。
- 第17条 監事は評議員会で推薦し、会長が委嘱する。監事は会計を監査する。
- 第18条 顧問は評議員会の推薦により会長が委嘱する。
- 第19条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第20条 事務局に次の職員を置く。
事務局長 事務局員若干名 書記
職員は会長が委嘱し、庶務に従事する。

第5章 会 議

- 第21条 評議員会は会長が招集し、規約・予算・決算・事業・その他の重要事項を審議する。
- 第22条 理事会は会長が招集し、会務の企画執行にあたる。
- 第23条 常任理事会は会長が招集し、会務の企画立案を行う。
- 第24条 専門部長会は必要に応じて会長が招集し、専門部に関する重要事項について審議する。
- 第25条 本連盟は事業遂行のため、会長の諮問機関として各種委員会を設けることができる。

第6章 会 計

- 第26条 本連盟の経費は拠出金、補助金、負担金、寄附金、その他の収入をもってあてる。
- 第27条 会計規程は別に定める。
- 第28条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 附 則

- 第29条 各専門部に関する規程は別に定める。
- 第30条 地区に関する規程は各地区において定める。
- 第31条 事務局に関する規程は別に定める。
- 第32条 委員会に関する規程は別に定める。
- 第33条 本連盟規約の施行に関し必要な事項の細則は、評議員会の決議を経て会長が別に定める。
- 第34条 本連盟が主催・後援する競技会は別に定める。

附 則 昭和55年2月22日改正施行
昭和60年4月25日一部改正
平成9年2月20日一部改正
平成15年4月23日一部改正